

『民法Ⅵ 親族・相続』正誤表

2023年2月

頁	位置	誤	正
8	下から9行目	相手方が 審判 に不出頭	相手方が 調停 に不出頭
9	14行目	例えば、 離婚事件 で夫婦（父母）が	例えば、夫婦（父母）が
68	最後の行	単独で 所有 する財産	単独で 有 する財産
86	下から5行目	後述の 審判離婚 や裁判離婚に	後述の裁判離婚に
105	下から12行目	(880条の類推適用)	(766条3項)
105	下から10行目	(民執151条の2)	(民執152条3項)
105	下から6行目	執行証書を債務名義とする強制執行	債務名義の強制執行
116	7行目	(752条)	(725条3号)
117	8行目	(958条の3)	(958条の2)
139	下から9行目	至らなければ、 通常 、合意に	至らなければ、合意に
155	1行目	兄が弟 を養子にすることはできるが、 弟が兄 を養子に	祖父母が孫 を養子にすることはできるが、 孫が祖父母 を養子に
157	下から3行目	傍系 卑属 との縁組	傍系 血族 との縁組
158	5行目	自然血族 に基づく親子関係と	実 親子関係と
168	下から10行目	実 親子関係を否定される	養 親子関係を否定される
177	9行目	中学校や 高等学校 を卒業	中学校を卒業
182	下から2行目	(830条4項)	削除
199	1行目	未成年後見人は、 事務の終了後 、家庭裁判所に	未成年後見人は、家庭裁判所に
203	1行目	家庭裁判所が 保佐 開始の	家庭裁判所が 補助 開始の
203	下から10行目	876条の 3 第2項	876条の 5 第2項
210	5行目	・644条	削除
211	下から8行目	(この時点で、本人は被後見人となる)	削除
323	下から12行目	民集63巻3号427頁	民集63巻3号427頁。 902条の2 参照

325	11 行目	918 条 1 項	918 条
326	最後の行	管理者の権原等	管理者の権限等
332	最後の行	(908 条)	(908 条 1 項)
344	下から 5 行目	最判	最決
354	下から 12 行目	合意 (同条 1 号) および取得の	合意 (同条 1 号) または取得の
375	図表 II 9-1	清算人の代理権の消滅 (955 条)	清算人の代理権の消滅 (956 条)
390	コラム 7 行目	公証人は「読み聞かせ」に代えて、通訳人の通訳または閲覧により、	公証人は筆記内容の「閲覧」によるか (969 条 3 号) , 「読み聞かせ」に代わる通訳人の通訳により、
404	6 行目	を理由に取り消すことはできない	を理由に無効になったり、取り消されたりすることはある
419	下から 5 行目	遺言書の原状	遺言書の現状
422	12 行目	1017 条 1 項	1017 条
483	下から 6 行目	最判	最決